

平成20年11月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ リ ー ド
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 稲垣 靖彦
(JASDAQ・コード9423)
問合せ先 取 締 役 松永 光市
(TEL03-5436-1702)

第三者割当による新株式募集決議の中止に関するお知らせ

当社は、平成20年10月22日開催の取締役会にて決議いたしました、「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」に関し、本日の取締役会にて、当該第三者割当による新株式発行について中止することを決議するとともに、有価証券届出書の取下願を提出することをお知らせいたします。

記

1. 発行中止の理由

当該第三者割当増資は、割当予定先でありますサンフンカイインベストメントサービシーズリミテッド(以下「サンフンカイ」という)から平成20年10月30日に申込をいただいておりますが、同日、昨今の株式市場の状況をうけ、ジャスダック証券取引所から「株券上場廃止基準における上場時価総額基準の適用の停止について」の特例措置の発表があり、上場時価総額に係る基準について、平成20年12月31日までの間(以下「特例期間」という。)、一時的に運用が停止されることとなりました。

そのため、猶予期間に入っている銘柄が、特例期間内に基準を上回っても猶予期間の終了とならず、また、猶予期間に入っている銘柄で、特例期間内に猶予期間が満了となる場合においても、上場廃止とはしない(猶予期間の満了日を3ヶ月間延長する。)こととなりました。

このような状況を受け、当社及び既存株主並びに引受先であるサンフンカイにとって最適な増資時期について、当社とサンフンカイとで再度協議することとなり、当該第三者割当による新株式発行を中止することといたしました。尚、東海財務局には、現在「有価証券届出書の取下願」を提出する旨連絡しており、東海財務局に受理され次第、有価証券届出書は取り下げられることとなります。

2. 発行中止による当社への影響

今回の第三者割当による新株式発行により調達を予定していた資金につきましては、借入金の返済に充当する予定でありましたが、予定していた借入金の返済が遅れることとなります。

3. 今後の見通し

当社は、同社を割当先とする第三者割当増資を含めて、上場維持に向けて、改めて資金調達の手段及び時期を検討し財務体質の改善を図り、財務基盤の安定化を図っていく所存であります。

今回の第三者割当による新株式の発行決議の中止に関しまして、既存株主の皆様をはじめ市場の多くの方々にご心配ご迷惑をかけましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、本件中止にいたった経緯及びその影響等につきましては、追ってお知らせいたします。

<ご参考>

当該第三者割当による新株式の発行要領

- (1) 発 行 新 株 式 数 : 普通株式 58,700 株
- (2) 発 行 価 額 : 1株につき 金 7,000 円
- (3) 発 行 価 額 の 総 額 : 金 410,900,000 円
- (4) 資 本 組 入 額 : 1株につき 金 3,500 円
- (5) 募 集 又 は 割 当 方 法 : 第三者割当の方法による。
- (6) 申 込 期 日 : 平成 20 年 10 月 30 日 (木)
- (7) 払 込 期 日 : 平成 20 年 11 月 6 日 (木)
- (8) 新 株 券 交 付 日 : 新株券は交付しない。
- (9) 割当先及び割当株式数 : サンフンカイインベストメントサービシーズリミテッド 58,700 株

以 上